

民法第六百二十一条

賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

原状回復の範囲

= 通常損耗・経年劣化部分、及び、賃借人の責に帰すべき事由によらない損傷部分については原状回復の対象ではなく、原則、賃借人にその負担を負わせることができない。

→原状回復≠借りた当時の状態に戻すことではない

・原状回復における通常損耗・経年劣化の考え方については、国交省のガイドラインにおいて示されており、参考となる
([原状回復をめぐるトラブルとガイドライン \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/road/road_000001100_000001100_000001100_000001100_000001100.pdf))

原状回復の範囲を超える負担を規定するための要件

- ① 特約の必要性があり、かつ、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること
- ② 賃借人が特約によって通常の原因回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること
- ③ 賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること

入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト(例)

入居時・退去時物件状況確認リスト

物件名	住戸番号
所在地	TEL() -
借主氏名	貸主氏名
契約日 年 月 日	入居日 年 月 日 退去日 年 月 日
転居先住所	転居先 TEL() -

場所	箇所	入居時			退去時							
		損耗	交換年月	具体的な状況	損耗	具体的な状況	修繕		交換		負担	
							要	不	要	不	要	不
玄関廊下	天井	有・無			有・無							
	壁	有・無			有・無							
	床	有・無			有・無							
	玄関ドア	有・無			有・無							
	鍵	有・無			有・無							
	チャイム	有・無			有・無							
	下駄箱	有・無			有・無							
	照明器具	有・無			有・無							
	郵便受け	有・無			有・無							
	台所 食堂 居間	天井	有・無			有・無						
壁		有・無			有・無							
床		有・無			有・無							
流し台		有・無			有・無							
戸棚類		有・無			有・無							
換気扇		有・無			有・無							
給湯機器		有・無			有・無							
電気・ガスコンロ		有・無			有・無							
照明器具		有・無			有・無							
給排水設備		有・無			有・無							
浴室	天井・壁・床	有・無			有・無							
	ドア	有・無			有・無							
	風呂釜	有・無			有・無							
	浴槽	有・無			有・無							
	シャワー	有・無			有・無							
	給排水設備	有・無			有・無							
	照明・換気扇	有・無			有・無							
	タオル掛け	有・無			有・無							
洗面所	天井・壁・床	有・無			有・無							
	ドア	有・無			有・無							
	洗面台	有・無			有・無							
	洗濯機置場	有・無			有・無							
	給排水設備	有・無			有・無							
	照明器具	有・無			有・無							
	タオル掛け	有・無			有・無							
トイレ	天井・壁・床	有・無			有・無							
	ドア	有・無			有・無							
	便器	有・無			有・無							
	水洗タンク	有・無			有・無							
	照明・換気扇	有・無			有・無							
	ペーパーホルダー	有・無			有・無							

場所	箇所	入居時			退去時							
		損耗	交換年月	具体的な状況	損耗	具体的な状況	修繕		交換		負担	
							要	不	要	不	要	不
個室	天井	有・無			有・無							
	壁	有・無			有・無							
	床	有・無			有・無							
	間仕切り	有・無			有・無							
	押入・天袋	有・無			有・無							
	外回り建具	有・無			有・無							
	照明器具	有・無			有・無							
個室	天井	有・無			有・無							
	壁	有・無			有・無							
	床	有・無			有・無							
	間仕切り	有・無			有・無							
	押入・天袋	有・無			有・無							
	外回り建具	有・無			有・無							
その他	天井	有・無			有・無							
	壁	有・無			有・無							
	床	有・無			有・無							
	間仕切り	有・無			有・無							
	押入・天袋	有・無			有・無							
	外回り建具	有・無			有・無							
その他	エアコン	有・無			有・無							
	スイッチ・コンセント	有・無			有・無							
	バルコニー	有・無			有・無							
	物干し金具	有・無			有・無							
	TV・電話端子	有・無			有・無							

〈備考〉

☆ 入居時 上記の通り物件各箇所の状況について点検し、確認しました。

平成 年 月 日 平成 年 月 日
借主氏名 印 貸主氏名 印

管理業者名及び
確認担当者氏名

平成 年 月 日

印

☆ 退去時 上記の通り物件各箇所の状況について点検し、確認しました。

平成 年 月 日 平成 年 月 日
借主氏名 印 貸主氏名 印

管理業者名及び
確認担当者氏名

平成 年 月 日

印

※入居時には、賃貸人・賃借人の双方の視点で当該物件の部屋および部位ごとに「箇所」を確認し、「損耗」の有無に○を付け、「交換年月」を記入する。そしてその損耗の具体的な状況を適宜記入する（写真等に撮影して添付する等より具体的にすることが望ましい）。

※退去時には、入居時に記入した状況等をもとに、賃貸人・賃借人の双方の視点で物件の部屋および部位ごとに「箇所」を確認し、損耗等の有無や具体的な状況、修繕等の要否を適宜記入する。

※Q&AのQ1参照

※なお、原状回復のトラブル防止には、本表による損耗等の確認だけではなく、賃貸人、賃借人の双方が原状回復に対する正しい理解と、日常的な清掃や用法の遵守など使用上の注意を合わせて確認することも重要である（Q&AのQ5、Q10参照）

別表3 契約書に添付する原状回復の条件に関する様式

原状回復の条件について

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。

すなわち、

- ・賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、賃貸人が負担すべき費用となるものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

Ⅰ 本物件の原状回復条件

（ただし、民法90条及び消費者契約法8条・9条・10条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床(畳・フローリング・カーペットなど)】	
1. 畳の裏返し、表替え(特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの)	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ(こぼした後の手入れ不足等の場合) 2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合) 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち(賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの)
【壁、天井(クロスなど)】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ) 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画紙、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度のもの) 4. エアコン(賃借人所有)設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)	1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油污れ(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合) 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ(賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合) 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコ等のヤニ・臭い(喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合) 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの) 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え(破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの)	1. 飼育ペットによる柱等のキズ・臭い(ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合) 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング(賃借人が通常の清掃を実施している場合) 2. エアコンの内部洗浄(喫煙等の臭いなどが付着していない場合) 3. 消毒(台所・トイレ) 4. 浴槽、風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) 5. 鍵の取替え(破損、鍵紛失のない場合) 6. 設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの)	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油污れ、すす(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合) 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合) 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2 賃借人の負担単位

負担内容	賃借人の負担単位		経過年数等の考慮		
床	毀損部分の補修	量	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返し表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。	
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。	
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)	
壁(天井・クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	(壁(クロス)) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。	
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替え費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。		
建具 柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。	
		柱	1本単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。	
設備その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(または曲線)を想定し、負担割合を算定する。	
		返却鍵	鍵	補修部分紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
		通常の清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

**設備等の経過年数と賃借人負担割合（耐用年数6年及び8年・定額法の場合）
賃借人負担割合（原状回復義務がある場合）**



・リフォーム工事の特徴

①（工事中、工事後）に不具合が生じた場合に、その原因が、リフォーム工事が原因か、元々の建物の不具合が原因か、あるいは両方にあるのか、

②リフォーム工事開始後に、図面等と実際の工事状況が異なることが判明したとき、工事内容の変更、追加などが必要となる可能性がある

・大家さんの対応

- ① リフォーム工事契約の解除 = 民法 6 4 1 条に基づく解除。但し、請負人が被った損害の賠償が必要になることもある。
- ② 修補請求、代金減額請求、損害賠償請求、解除 = 契約不適合、債務不履行がある場合（民法 6 3 7 条、民法 5 4 1 条、5 4 2 条）※債務不履行が軽微な場合には、解除できない場合もある（民法 5 4 1 条）

→見積書・契約書の内容と異なっているという主張が前提となることから、これらの書類の内容が重要となる

・リフォーム会社さんを選定するポイント

- ① 大家さんは建物の現状を示す図面等資料の準備する
- ② 相見積もり等による工事方法・必要工事等を確認する

(リフォームの規模によっては事前に建築士等の専門家に相談することも検討)

- ① 相見積もりにより業者を慎重に選定
- ② 見積書・契約書の吟味 = 当該契約により実施される契約内容が決定される

→不動産の管理会社さんなどに事前相談しながら進めていくことが重要

・リフォーム工事契約や工事見積書のチェックポイント

① 工事内容が特定されているか。

=材料、数量、工賃、経費等が明記されているか。

どのような工事が行われるか、当該記載から認識できるか。

・単に「一式」となっているものは注意が必要

② 契約書に工事変更、追加工事の場合についての記載はあるか。

=特に追加費用が発生する場合に、事前の協議・説明の実施、及び、書面等による明確な合意を必要としているか等

・単に「別途費用」という記載のみ（どのような場合に費用が発生するかが明確にされていないもの）の場合は注意が必要

※見積内容・契約内容について不明点・疑問点があれば十分に質問を行うようにしましょう。